

5月1日現在の推計人口を次のように訂正いたします。

	本 月	前月比
男	28,859	331増
女	27,636	268増
計	56,495	599増

白江町広報

発行 昭和44年6月1日 白江町役場 (480) 1181 (代)

白江町役場(夜間専用)
電話(480)1188
白江町水道課事務所
電話(480)0201
白江消防署
電話(480)0119

二小の校舎改築なる

近代的な教室十五

☆白江町の各学校は、人口の増加に伴い、児童数が急激にふえるために教室が足りなくなっています。町では、学校施設の整備と教室不足の解消を図る☆
☆ため、木造校舎で老朽化のひどくなった第二小学校の改築工事と児童の増加☆
☆で教室の足りなくなっていた第三小学校の増築工事を行なっていました。☆
☆両校ともこのほど完成しました。

第二小学校の校舎は、昭和二十三年と昭和二十六年に建てられた木造校舎のために老朽化がひどく、改築がPTA



完成した第二小学校

をほはじめ町民の皆さんから強く要望されていました。このために老朽化のひどくなった木造校舎をとりこわし昨年九

月から改築工事を行なっていました。このほど完成しました。

この校舎は鉄筋コンクリート三階建てで延べ千九百三平方メートルです。教室数は普通教室十五室、工費は六千七百五十万円です。

三小の校舎も完成 六教室増築される

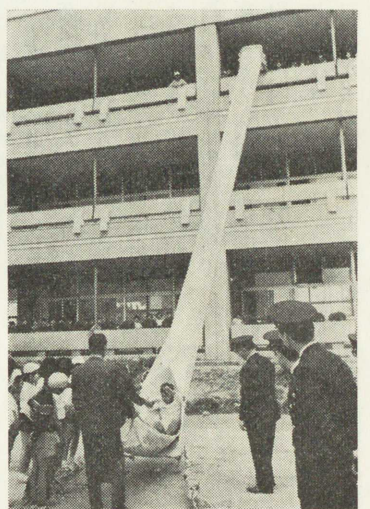
六教室増築される

第三小学校は、年々児童がふえ、三教室も足りなくなっていました。このために学校ではたりない教室を補うため特別教室二つと職員室を普通教室に使い、会議室を臨時職員室としていたのが現状でした。町でもこのような状態を一日も早く解消しようと昨年

災害に備えて

避難救助袋取り付けられる

学校の増改築と同時に第二・第三小学校にこのほど避難救助袋を取り付けられ、避難訓練が行なわれました。この避難救助袋は、消防法によって定められているもので「災害から人命を守る」ために学校などの高層建築物(三階以上の建物)に取り付けなければならないことになっています。



校長先生の指導で熱心に訓練をうける児童

交通事故は他人事ではありません 備えて 交通災害共済に加入を

最近の警視庁交通部の調べによりますと、昭和四十三年の人口を基準とし都内全世帯全人口に対して交通事故の占めている割合は、過去五年間で九世帯に一世帯、三十人にひとり、また過去十年間では五世帯に一世帯、十七人にひとり交通事故にあっているそうです。他人事ではありません。

等級	交通災害の程度	見舞金
一等級	死亡した場合	五十万円
二等級	一年以上の傷害を受けた場合	十五万円
三等級	全治六か月以上一年未満の傷害を受けた場合	十万円
四等級	全治三か月以上六か月未満の傷害を受けた場合	五万円
五等級	全治一か月以上三か月未満の傷害を受けた場合	二万円
六等級	全治一週間以上一か月未満の傷害を受けた場合	五千元
七等級	全治一週間未満の傷害を受けた場合	二千元

選挙人名簿を確かめましょう

6月8日から14日まで縦覧

今回の対象者は、三月一日以前から町内に住所を定め、現在六月份一日現在で満二十歳になった新有権者です。おおよそ、六月份一日現在で満二十歳になった新有権者です。おおよそ、六月份一日現在で満二十歳になった新有権者です。



農業委員会委員選挙

七月十九日任期満了になり、農業委員会委員の選挙は、六月十八日(水)告示、六月二十五日(水)投票日、六月二十五日(水)開票日、六月二十五日(水)午後七時立候補者説明会、農業委員会委員選挙の立候補者説明会は、六月九日(月)午後七時から役場第三庁舎第十会議室で開きます。

国民健康保険被保険者証

7月31日で切替え

いま使っている国民健康保険被保険者証は、七月三十一日で有効期間が切れます。したがって、新しい国民健康保険被保険者証は七月三十一日までに届けてください。この所得状況届は、六月三十日までに提出してください。六月三十日までに提出した場合は、昭和四十三年中の所得状況を六月中に届けてください。この所得状況届は、年金を受けているかどうかだけでなく、配偶者や扶養義務者などの昭和四十三年中の所得の状況を届けていただくものです。これによってことしの五月から来年四月までの福祉年金を支給するかどうかを決めるたいせつな届けです。もしこの届けを忘れず、引き続いて年金を受けることができなくなります。

福祉年金の所得状況届

また、いままで所得が限度額以上で福祉年金を受けられなかった方も、法律の改正で基準額が引き上げられていますので、福祉年金が受けられるようになってくるかも知れません。このような方でも所得状況届を提出されたいとお勧めします。

都営住宅と小田急バス営業所間に

横断歩道橋が完成

交通ラッシュにも横断はもう安心です



完成した横断歩道橋

最近、役場前から国領に至る都道十一号線は、自動車の交通量が急激にふえています。そのために歩行者が道路を横断するのに危険が多くなっており、付近の町民のかたがたから新設を強く要望されてきたものです。

〇番地都営住宅前と小田急バス営業所の間にこの横断歩道橋は町民のかたがたの要望利用してください。

この横断歩道橋の完成で朝夕の通勤者と主婦のかたたちの買物には安心して都道を横断することができるようになりました。町民のかたがたを交通事故から守るために作られた横断歩道橋ですから、たとえ急いでいる場合でも道路を渡る時には、必ず横断歩道橋を渡るようにしましょう。

税金を納期前に納めると

報奨金がもらえます

今月は、町・都民税（普通徴収分）を納める月です。町・都民税（普通徴収分）固定資産税、都市計画税で納期のきた税金とその納期後の税金を合わせて出張徴収の会場か、金融機関で納めていただいた場合は、その場で報奨金をお支払いします。ただし、郵便局から振替で全額を納めていただいた場合はあとでお支払いします。

一、計算方法
期別税額 × 納期前納付月数
100
＝報奨金額

町都民税納期月数早見表

期別 納期 納した日	1 6/1～ 6/30	2 8/1～9/1	3 10/1～ 10/31	4 1/1～ 1/31	計 月
6月15日以前	0	2	4	7	13
6/16～7/16	0	1	3	6	10
7/17～8/16	0	0	2	5	7
8/17～9/15	0	0	1	4	5
9/16～10/16	0	0	0	3	3
10/17～11/15	0	0	0	2	2
11/16～12/16	0	0	0	1	1

り捨てます。また、報奨金の合計が三十円未満の場合は全額を切り捨てます。

各種控除 一万円引き上げ
地方税法が一部改正される

さる四月に地方税法が改正され、ことしも住民税関係を中心にした減税などの措置がはかられました。改正された事項のうち町税に関係のあるものについてお知らせします。

町民税（個人）

控除の種類	新	旧	差額
基礎控除	12万円	11万円	1万円
配偶者控除	10万円	9万円	1万円
扶養控除	6万円	5万円	1万円
障害者、高齢者、児童、勤労学生控除	7万円	6万円	1万円
特別障害者控除	9万円	8万円	1万円

一、諸控除の引き上げは各種控除額が引き上げられるように引き上げられました。

二、給与所得控除の引き上げは、所得額の改正に伴い、最高限度額のかたで五万五千円の引き上げになりました。なお、一、と二、の改正により夫婦と子ども三人の給与所得者の世帯で町民税の所得額のかからない課税最低限が約九万円引き上げられることになりました。

三、専従者控除の引き上げは、

税のこよみ

◎おもな町税の納期

- * 固定資産税・都市計画税…………… 4月・7月・12月・2月
- * 町・都民税…………… 6月・8月・10月・1月
- * 国民健康保険税…………… 5月～2月までの10か月
- * 軽自動車税定期分…………… 4月

◎出張徴収のお知らせ

役場に遠い地区の皆さんにはつぎのとおり出張徴収を行ないますから、ご利用ください。

納期	税目	第1日	第2日	第3日	第4日
町・都民税（第1期分）	国民健康保険税（第2期分）	6月～26日	27日	28日	30日
固定資産税・都市計画税（第2期分）	国民健康保険税（第3期分）	7月～28日	29日	30日	31日
町・都民税（第2期分）	国民健康保険税（第4期分）	8月～27日	28日	29日	30日
国民健康保険税（第5期分）		9月～26日	27日	29日	30日
町・都民税（第3期分）	国民健康保険税（第6期分）	10月～28日	29日	30日	31日
国民健康保険税（第7期分）		11月～26日	27日	28日	29日
固定資産税・都市計画税（第3期分）	国民健康保険税（第8期分）	12月～22日	23日	24日	25日
町・都民税（第4期分）	国民健康保険税（第9期分）	1月～28日	29日	30日	31日
固定資産税・都市計画税（第4期分）	国民健康保険税（第10期分）	2月～25日	26日	27日	28日

◎出張徴収の場所

区分	第1日	第2日	第3日	第4日
午前	9時30分～11時30分 上和泉 和泉郵便局そば 名古屋商店本店前	9時30分～11時30分 岩戸 二の橋商店街通 慶岸寺前	9時30分～11時30分 岩戸 明静院前	9時30分～11時30分 猪方 谷田部米店 猪方販売所
午後	1時～2時 和泉 都営住宅集会所前 （第1集会所23号棟）	1時～2時 覚東 千手院前	1時～3時30分 駒井 消防詰所前	1時～3時 下和泉 玉泉寺前

◎国民年金も取り扱います。
◎出張徴収についてのご意見、ご希望を
収納課までお寄せください。

※この表を見やすいところにはってご利用ください。

たばこは町内で買しましょう



小売価格ではありません。皆さんが町内でたばこを買いますと十三円十八銭が町の収入になります。これが、つまりもって学校や道路などの費用に充てられているのです。

ハイライト一箱で

十三円十八銭

ガス千円までは、電気ガス税は完全給付制が実施され、その他のいわゆる白色専従者についても控除額が十五万円になりました。

四、非課税範囲の拡大は、障害者、未成年者、高齢者、かたは、年間所得三十万円まで非課税となりました。

五、特別徴収が十二回に特別徴収のかた（給料から住民税が天引きされるかた）は、いままでは年十回で納税していましたが、ことしの六月から翌年五月までの十二回制になりました。

六、譲渡所得の分離課税は土地と家屋などを売った場合の所得は、原則として他の所得と分離して課税されることになりました。

なお、これは昭和四十五年度の町民税の課税から行なわれます。

電気ガス税
月の料金が電気五百円まで

幼虫の小さいときが退治どき

アメリカシロヒトリの防ぎ方

巣のついた枝葉は焼き捨てて

毎年夏の訪れが始まり、青葉が茂るころになりますと緑の大敵アメリカシロヒトリの発生が目立ち、この害虫駆除にたいへん苦勞をします。このアメリカシロヒトリは年二回(六月・八月)発生し、緑を食い荒らしてしまします。ことしも緑を守るため皆さんでアメリカシロヒトリの絶滅に努めましょう。

一昨年、アメリカシロヒトリが各地に発生し、けんめいの防除にもかかわらず街路樹、庭木、農作物など多くの被害を受け、昨年も同様の被害を繰り返しました。このようアメリカシロヒトリもちよつとした注意により、徹底した防除を行ない被害を未然に防ぐことができます。

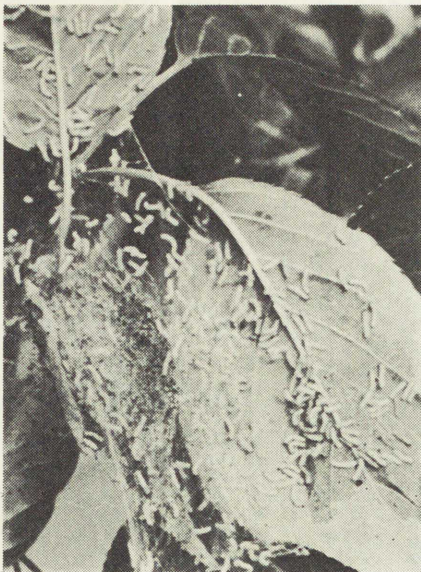
防除法

アメリカシロヒトリの発生時期は六月と八月の年二回は、アメリカシロヒトリの防除法には、果の処分、薬剤散布、天敵利用などの方法がありますが、幼虫の巣を取ることに第一です。

巣の処分

アメリカシロヒトリの幼虫は集合して巣を作る性質がありますので、この時期に殺すのが最も効果的な方法です。庭木などの場合、巣のついた枝葉を切り取って焼き捨てるだけで薬剤散布にまさる効果をあげることができます。町では、数年前からその防除体制を設けて対策を検討していますが、第一目の発生

巣の見つけ方



糸を張って巣を作ったアメリカシロヒトリの幼虫

幼虫は、卵からかえると分散せずにかたまつて糸を張り巣を作ります。巣の中の幼虫は、最初葉の表皮だけを食して食い荒らすのでその葉だけすけて見えますから、気をつければ簡単に見つけられることができます。特にアメリカシロヒトリの好んで産卵する桜、プラタナス、桑、柳、ミズキなどを検して、樹木を食い荒らす緑の大敵を退治しましょう。

などを検してください。幼虫の発生は六月と八月の年二回ですが、集団で巣を作って生活する期間は初期の十日から十二日間です。どうしても防除できないようなところに発生を見つけたときは産業課にご連絡ください。

アメリカシロヒトリの幼虫は、長い毛がありこわく見えますが、皮膚に触れても炎症を起さず(カセル)心配はありませんから虫そのものを恐れずに枝を取ったり焼き捨てたりして、樹木を食い荒らす緑の大敵を退治しましょう。

第11回水道週間始まる

きょうから7日まで全国的に

第十一回水道週間はきょうから七日まで全国的に行なわれます。わたしたちの健康をささぐ、火災の消火に役立ち、豊かな日常生活を約束している水道を理解していただくために、水道の引かれていないところには一日でも早く引かれます。

かれますよう全国的に運動するための週間です。町の水道が家庭に届くまでの経路を説明します。

一、水道の水源

水源は、いま町の中に八本の深井戸を掘って水源としています。また、いま使っていないが、都水道局の水(三多摩分水)も将来水源になる予定です。

二、取水施設と導水管

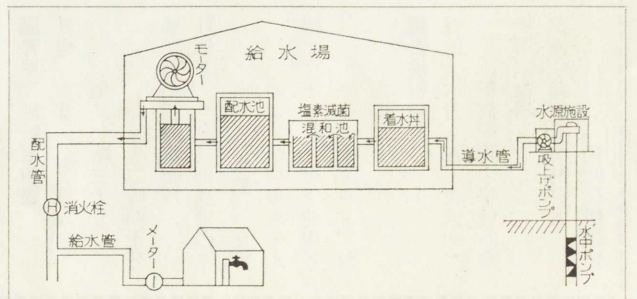
取水施設とは、地下水をくみ上げる施設をいいます。地下水は、水中ポンプでくみ上げられ、各水源施設から給水場まで導水管によって水が送られます。

三、給水場

水道の心臓部といわれる給水場には、導水管によつてはこぼれた水を貯えておく着水池とこれに貯えられた水を塩素で滅菌するための混和池、ポンプで圧力をかけるために水を貯えておくポンプ井戸の四つの配水池があります。

四、給水装置とメーター

配水管ではこぼれた水は給水管で家庭や学校などに届けられます。いくら使ったかはメーターに記録され、水道料金に換算されます。



婦人学級に参加しましょう

歴史学習

グループ生を募集

昭和四十四年度開設婦人学級「歴史学習グループ」の学級生を募集しています。明治大正、昭和の生活を歴史的にみていきます。年齢は問いませんからどうぞお申し込みください。

期間 六月十一日から十月十二日までの第二、第四水曜日

時間 午前十時～十二時

場所 狛江町集会所

申し込み 狛江町教育委員会 社会教育係へ

午前十時～十二時

(なお、七月以降も毎月第二、第四水曜日に

行ないます)

場所 狛江町集会所

講師 梶山恵三氏(第三小

学教諭)

申し込み 教育委員会社会教育係へ

体協だより

町長杯争奪戦

卓球大会を開催

狛江町卓球連盟は、つぎのとおり卓球大会を開催します

日時 六月十五日(日)

午前八時から

場所 第一中学校体育館

形式 男女個人戦トーナメント、ニッタク硬式

参加費 ひとり 三百円

申し込み 六月十日(火)まで教育委員会社会教育係へ

なお、六月十一日(水)午後六時三十分まで狛江町集会所においてになりましたら主将会議の席で夜間受け付けをします。

表彰 優勝三位

参加賞 ひとり 百円

資格 町民のかた、または町内に職場を持っているかた

申し込み 狛江町教育委員会

今月は都合により毎月連載している「狛江町の教育展望」は休みます。

お願い

今月は都合により毎月連載している「狛江町の教育展望」は休みます。

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

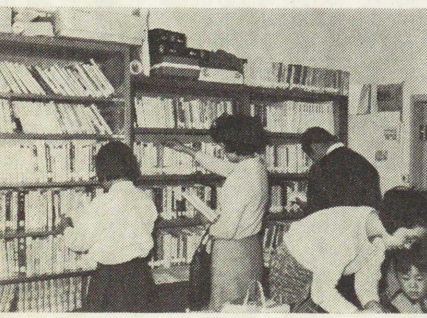
申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

申し込み 狛江町教育委員会

いずみ図書室



一本をお貸しします

毎週 火・金曜日

午前九時～午後四時

三十分

狛江町集会所 図書室

